

## 低入札価格調査制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、調査基準価格を設定した一般競争入札において調査基準価格を下回る金額で入札した入札者に対して行う、契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無に係る調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、法令等別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (対象事業)

第2条 調査基準価格は、予定価格（予定価格書開封前又は予定価格書を省略する場合は設計金額とする。以下同じ。）が、次に掲げる金額以上の競争入札に設定する。

- (1) 工事又は製造の請負 3, 500万円
- (2) 測量・コンサルタント業務委託 2, 000万円
- (3) 前2号以外の請負（最低制限価格制度実施要領（平成26年4月1日制定）第2条第3号に規定する特定業務委託を除く。以下「その他の請負」という。） 2, 000万円

### (調査基準価格)

第3条 工事又は製造の請負に係る調査基準価格は、別表1に掲げる予定価格を算出する基礎となったアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、アからエの合計額が次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、調査基準価格の算出にあたっては別表2に留意するものとする。

- (1) 入札書比較価格（予定価格に100分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の90を乗じた額
  - (2) 入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に100分の70を乗じた額
- 2 測量・コンサルタント業務委託に係る調査基準価格は、別表1に掲げる予定価格を算出する基礎となったアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、アからエの合計額が次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (1) 建設工事に準じた積算をした測量・コンサルタント業務委託で、入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の90を乗じた額
  - (2) 建設工事に準じた積算をした測量・コンサルタント業務委託で、入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に100分の70を乗じた額
  - (3) 前2号の場合を除く地質調査業務委託以外の測量・コンサルタント業務委託で、入札書比較価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の80を乗じた額
  - (4) 第1号及び第2号の場合を除く地質調査業務委託以外の測量・コンサルタント業務

委託で、入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に100分の60を乗じた額

(5) 第1号及び第2号の場合を除く地質調査業務委託で、入札書比較価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の85を乗じた額

(6) 第1号及び第2号の場合を除く地質調査業務委託で、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に3分の2を乗じた額

3 前項の場合において、一の事業で別表1に掲げる複数の業種区分により積算されているものは、それぞれの業種区分について前項の計算を行い、その合計額を調査基準価格とする。この場合において、「入札書比較価格」は、「当該業種区分に係る積算額の合計額」と読み替えるものとする。

4 その他の請負に係る調査基準価格は、予定価格を算出する基礎となった次の各号の額（1円未満の額は切捨てとする。）の合計から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 業務原価の額に100分の75を乗じて得た額

(2) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

5 契約の性質上、前各項の規定により調査基準価格を算出し難い事業においては、前各項にかかわらず、入札書比較価格から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の70を乗じた額に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。

(失格基準価格)

第4条 工事又は製造の請負で調査基準価格を設定したものは、失格基準価格（その価格を下回った入札では、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断する基準となる価格をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

2 失格基準価格は、予定価格を算出する基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満の額は切捨てとする。）の合計から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表2に留意するものとする。

(1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

3 第1項の規定にかかわらず、契約の性質上、前項の規定により失格基準価格を算出し難いものについては、失格基準価格を定めないことができる。

(調査基準価格及び失格基準価格の決定等)

第5条 佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）第129条第2項の場合において、調査基準価格及び失格基準価格は、契約担当課の職員が計算し、契約担当課長が決定する。

2 前項の場合において、予定価格書には、調査基準価格の記載に代え、調査基準価格をこの要領に基づき定める旨の記載をするものとする。

(入札者への周知)

第6条 調査基準価格を設定した事業においては、入札に係る公告の際に次に掲げる事項を説明しなければならない。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

- (2) 失格基準価格の設定の有無
- (3) 第1順位者（無効又は失格となったものを除き、予定価格と失格基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。ただし、総合評価一般競争入札にあっては、評価値の最も高い者をいう。以下同じ。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施のうえ後日落札者を決定すること。
- (4) 失格基準価格を下回る価格で入札した者は、失格となること。
- (5) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第1順位者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。
- (6) 第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第1順位者は、指定された期日内に指示された書類を作成し、提出しなければならないこと。また、事後の事情聴取に協力しなければならないこと。
- (7) 必要に応じ、第1順位者でなくとも、前号の書類の提出及び事情聴取を求める場合があること。
- (8) 前2号の書類の提出及び事情聴取に対し、拒否又は非協力の意思を示した者のした入札は無効とすること。

(開札の執行等)

第7条 開札執行の結果、第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、入札執行者は、落札者の決定を保留する旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、その開札を終了する。この場合において、第1順位者となるべき者が複数ある場合は、くじにより第1順位者を1者に確定するものとする。

- 2 調査基準価格を下回る入札をした者のうち、失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。この場合において、低入札価格調査は実施しない。
- 3 第1項に規定する落札者の決定を保留する旨の宣言及び落札者は後日決定する旨の告知は、電子入札を執行した場合においては、電子入札システムにより「保留通知書」を発行することをもって代えるものとする。
- 4 入札執行者は、第1順位者を除く入札者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価方式による入札にあっては、別に定める落札決定順位が同順位の者）が複数ある場合は、第1項の規定により落札者の決定を保留する旨を宣言した後、くじにより順位を確定するものとする。
- 5 第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、入札執行者は、開札の終了後直ちに、佐倉市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員長へ報告しなければならない。

(低入札価格調査の調査事項)

第8条 低入札価格調査に関する調査事項（以下「調査事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。なお、第1号から第10号までの事項に係る調査は事業担当課が行い、第11号から第13号までの事項に係る調査は、契約担当課が行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳書及び積算書比較等の詳細な検討状況
- (3) 労務者の供給に関する事項
- (4) 手持事業等の状況

- (5) 契約対象事業箇所等と入札者の事務所、倉庫等との関連状況
- (6) 資材（機器）、設備等の調達に関する事項
- (7) 手持ち資材、機械、設備に関する事項
- (8) 建設副産物に関する事項
- (9) 過去に施工した同種の公共事業名、発注者及び成績状況並びに履行状況
- (10) (1) から (9) までの事情聴取した結果についての調査検討
- (11) 経営内容
- (12) 経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- (13) 信用状態
  - ア 建設業法等事業の関係法令等違反の有無
  - イ 賃金不払い等賃金に関する状況
  - ウ 下請代金の支払遅延状況
  - エ その他（民間信用機関等の情報等）
- (14) その他の必要な事項  
（申告書類の提出）

第9条 事業担当課長は、第7条第1項の規定により落札者の決定が保留されたときは、被調査者（現に調査を受けている者をいう。以下同じ。）に前条第1号から第9号に規定する調査事項に関する書類（以下「申告書類」という。）を提出させる期限を、開札した日から起算して3日以内（佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日は除く。）で定め、開札終了後できる限り速やかに被調査者に通知するものとする。

2 申告書類の提出先は、事業担当課とする。

3 被調査者は、前項の書類の提出に際し、自らの低入札価格の内容を立証するために自らが必要と認める書類を別に提出することができる。

（事情聴取等）

第10条 事業担当課は、被調査者から申告書類の提出を受けた後、事情聴取等を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認しなければならない。なお、事情聴取は、必要に応じ、一の被調査者について複数回実施することができるものとする。

2 事業担当課は、申告書類及び事情聴取の調査結果について低入札価格調査表を作成し、契約担当課に提出するものとする。

3 契約担当課は、提出された低入札価格調査表に、第11号から第13号までの事項に係る調査結果を記入の上、調査委員会に提出し、審査を受けるものとする。なお、審査時の説明は、事業担当課及び契約担当課の職員が行う。

4 事業担当課及び契約担当課は、調査委員会の審査に際し、第12条に規定する失格判定基準に基づき、被調査者の失格の有無等を併せて報告するものとする。

（調査の中止）

第11条 事業担当課は、正当な理由なく第9条第1項に規定する期日までに書類の提出がなかったとき、又は被調査者が事情聴取等に応じないときは、当該被調査者に対する低入札価格調査を中止し、速やかに契約担当課に報告しなければならない。

- 2 前項の規定により低入札価格調査を中止したときは、当該被調査者の入札を無効とする。
- 3 第1項の規定により低入札価格調査を中止したときは、契約担当課は、調査委員会にその旨を報告するとともに、被調査者に対し、指名停止の措置を講じるものとする。
- 4 被調査者が第1順位者ではなく、かつ、低入札価格調査の対象となる入札と同日に開札した別の入札において第1順位者である場合で、低入札価格調査の対象となる入札と第1順位者となった入札において専任技術者を重複して申請していたときは、低入札価格調査の対象となる入札を辞退することができる。この場合において、前2項に規定する入札無効及び指名停止の措置は行わないものとする。
- 5 事業担当課は、低入札価格調査の実施にあたり、前各項の規定について被調査者に説明するものとする。

(失格判定基準)

第12条 低入札価格調査の結果、被調査者を失格とする基準（以下「失格判定基準」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第2項に該当する場合
- (2) 設計仕様等に適合しない場合
  - ア 市が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合
  - イ 材料・製品等について、市が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
- (3) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
  - ア 算出根拠が明確でない場合
  - イ 金額が一括して計上されている場合
  - ウ 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合
  - エ 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合
  - オ 資材（機器）設備等の購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合
  - カ 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合
  - キ 下請け予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格が所謂「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
- (4) 建設副産物の処理が適正でない場合
  - ア 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
  - イ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
- (5) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
  - ア 監理技術者等が重複専任になる場合
  - イ その他法令違反
- (6) 前各号のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合
  - ア 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合（不起訴となった場合は除く。）

イ 入札日から過去1年以内において、千葉県建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断が出された場合（和解的仲裁判断は除く。）

ウ その他適正な工事等の履行がなされないと認められる場合  
(落札者の決定等)

第13条 低入札価格調査の結果、第1順位者について、失格判定基準に抵触せず、契約に適合した履行がなされないおそれがないと判断した場合は、調査委員会は、第1順位者を落札者として決定するものとする。

2 低入札価格調査の結果、第1順位者について失格判定基準に抵触する場合は、第1順位者を失格とする。この場合において、失格者を除く入札者から再度、第1順位者を決定し、落札者として行うことができる。この場合において、新たな第1順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者として決定せず、低入札価格調査を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、履行期間、時間的な制約等特別な事由がある場合は、調査基準価格を下回る全員に対して、低入札価格調査を同時に行うことができるものとする。

(落札者の通知)

第14条 落札者が決定したときは、契約担当課長は、事業担当課長に開札調書の送付をもって通知するものとする。

2 契約担当課長は、低入札価格調査が行われた場合において、落札者が決定したときは、入札者に対し、次の各号に掲げる通知を書面、電話又は電磁的な方法等により行うものとする。

(1) 第1順位者が落札者となった場合は、その旨

(2) 第1順位者以外の者が落札者となった場合は、第1順位者に対しては第1順位者であるが落札者とはならなかった旨、その他の入札者に対しては第1順位者以外の者が落札者となった旨

(契約後の取扱い)

第15条 低入札価格調査を実施した事業にあっては、次の各号に掲げるとおり、対象事業の監督員体制（調査職員体制も含む）等の強化に努めるものとする。

(1) 建設工事の請負にあっては、施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について（平成15年11月7日付国総入企第25号）において通知された施工体制台帳等活用マニュアルに基づき施工体制台帳の確認、ヒアリングを行うものとし、特に、技術者の現場専任制の徹底、一括した請負に関する点検の強化については、重点的に行うものとする。なお、その他の請負にあっては、業務主任担当者の専任制の徹底及び一括下請負状況の監視の強化並びに労務者等の法令遵守の状況等の確認を重点的に行うものとする。

(2) 建設工事の請負にあっては、前号の施工体制台帳等の確認のほか、中間検査を行うものとする。

(3) 監督員は、低入札価格調査を実施した事業に係る監督業務において段階確認、施工又は実施（以下「施工等」という。）の検査等を実施するにあたって、立会を原則とする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載内容に沿った

施工等が実施されているかの確認を併せて行い、実際の施工等が記載内容と異なる場合は、その理由等について確認し、適切な指導を行うものとする。なお、その他の請負にあっては、事業の実施等について、適宜、契約図書等に基づき現地等において確認するとともに、確認の結果、契約図書等と異なる場合は、その理由等について調査・確認し、適切な措置を行うよう指導するものとする。

(虚偽説明等への対応)

第16条 市長は、落札者の決定後、落札者が虚偽の低入札価格調査報告書等の提出又は虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合は、指名停止の措置を講じるものとする。

(低入札価格調査マニュアル)

第17条 低入札価格調査の方法等に係るマニュアルは、別に定める。

(その他)

第18条 入札を執行する事業(財産の売払い及び物件の貸付けは除く。)において、入札執行前に著しい低価格による入札等がなされる情報がある場合は、この要領の規定を適宜準用し、調査できるものとする。

(補則)

第19条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日決裁 佐契第637号）

（施行期日）

1 この要領は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、令和2年10月1日以降に公告する入札から適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1201号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日決裁 佐契第914号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月19日決裁 佐契第442号）

この要領は、決裁日から施行する。



別表 1

業種区分	ア	イ	ウ	エ
建設工事 (建設工事に準じる積算を含む。)	直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額	共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額	現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

すべて円未満切捨てとする。

別表 2

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等